

立川市第5次地域福祉計画

愛称 立川市地域しあわせ・支えあいプラン

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度



令和7（2025）年
立川市

～ はじめに ～

地域福祉の目的は、地域に住むすべての人が、その地域でその人らしく生活するしくみを実現することにあります。市民が生活に困り事等を抱えた時に、相談できる環境が近くにあることと、身近な人の気づきにより早期に適切な支援につながるしくみがあることで、望まない孤独・孤立におちいらないようにすることが重要です。

そのためには、地域のネットワークを広げて「相談支援体制の充実」を目指すとともに、私たち一人ひとりが主人公として、共に地域の福祉について考え、得意なことやできることを「活かし」ながら「地域のつながりによる見守りや支えあいの地域づくり」を進めることが大切と考え、自分たちがこれからも住みたいと思える「しあわせ広がるやさしいまち立川」を自ら創っていくという思いを込めて、理念を次のように定めます。

ひとり とも い ひろ たちかわ
一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川
～やさしいつながりのあるまちをつくる～



立川市第5次地域福祉計画は、第6次地域福祉市民活動計画と合同で検討し、初めて両計画の理念を共通とし、5つの重点推進事項も同じ内容のものにしました。

★は重点推進事項

共通理念

一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川 ～やさしいつながりのあるまちをつくる～

～立川市第5次

地域福祉計画～

～第6次地域福祉

市民活動計画～



目標1

互いにそれぞれの
できることを活かし、
自分らしく暮らせる
まち

目標2

誰もが身近に
相談でき、
安全・安心に
暮らせるまち

目標3

やさしいつながりで、
みんなで支えて
みんなが支えられる
まち

①地域共生社会の
実現を目指した
地域づくりを進めます
(★地域福祉コーディネーター
による地域活動支援)

②★「つらいときには
助けを求めている」
身近に相談できる
体制づくり

③★つながり・支えあいの
充実に向け取り組みます

④★地域活動の担い手を
支援します

⑤「わたしにもできそう」
一人ひとりのできることを
活かし、みんなが活躍できる
場をつくります
(★「地域福祉アンテナ
ショップ」の拡充)

⑥誰もが自分らしく
暮らせるよう
取組を進めます

⑦地域の防犯・防災への
取組を高めます

⑧福祉以外の様々な主体とも
連携し、福祉のまちづくりを
進めます

⑨必要な情報を誰もが簡単に
取得できるようにします

⑩地域福祉計画を
市民に広く周知し、
協働のまちづくりを進めます

重層的支援体制整備事業実施計画

目標1 誰もが相談しあえるまち

★身近に相談できる体制づくり

①多機関による
チーム支援の充実
③相談することへの
敷居を低くする
仕組みづくり

②各種相談支援機関による
包括的相談機能の強化
④権利擁護・意思決定支援
の理念と制度の普及

⑤生活困窮者を早期に把握
する仕組みづくり

目標2 新しいつながりが広がるまち

★地域福祉コーディネーターによる 地域活動支援

⑥市民主体による
地域活動の強化

⑦地域生活課題の
事業化の推進

★「地域福祉アンテナショップ」の拡充

⑧地域福祉
アンテナショップの
設置拡大

⑨地域福祉
アンテナショップの
活動充実

目標3 支えるひとを支えるまち

★地域活動の担い手支援

⑩新たな担い手の発掘

⑪支援する人を
支援する仕組みづくり

⑫多様な出番や
役割の創造

目標4 多様なつながりを活かせるまち

★つながり・支えあいの充実

⑬福祉教育・市民学習の発展

⑭ボランティア・市民活動
の振興

⑮福祉に限らない
多様な団体等との
ネットワーク強化

⑯つながりあえる場の支援

⑰防災・減災の取組推進

⑱情報発信の強化

○地域福祉計画とは…社会福祉法で規定された行政計画で、福祉分野の上位計画として位置づけられており、自治体が地域住民等と共に地域福祉を推進するための計画として、条件整備を図るためにその範囲と内容を定めていくものです。

○地域福祉市民活動計画とは…地域生活課題を解決するために、住民をはじめ、社会福祉協議会を含めた民間の関係団体や地域団体が連携し、それぞれの役割を担いながら、地域福祉を推進するための活動計画で、立川市地域福祉計画と補完関係にあります。

【5つの重点推進事項のつながりのイメージ】

①～⑤の5つの重点推進事項のうち、①と⑤が土台、②・③・④が核となり、それぞれが好循環することをハンバーガーの具材のようにイメージしました。
また、市・社会福祉協議会（社協）・地域住民それぞれが取り組むことを記載しました。



受け止める



1

★身近に相談できる体制づくり

市:制度の狭間や複雑化・複合化した相談も受け止め、専門職等によるチーム支援により解決を図る仕組みを充実させ、相談機能の向上を目指します。

社協:相談することへの敷居を低くする仕組みを作ります。

地域住民:お互いよき聞き手・理解者となり、必要に応じて専門機関に相談してみましょう。

つながる

2

★地域福祉コーディネーターによる地域活動支援

市:地域共生社会の実現を目指し、地域福祉コーディネーターを配置し地域活動支援を強化します。

社協:地域住民の困り事や興味・関心事を集め、多様な人が活躍できる機会を支えていきます。

地域住民:「困っている事・人」「力を貸してくれる人・活用できるもの」などを地域福祉コーディネーターに伝えてみましょう。



つながる

3

★地域活動の担い手支援

市:「自助・互助・共助・公助」を適切に組み合わせ、市と市民、関係機関、事業者、企業等が協働しながら支えあう地域づくりを進めることができるよう、市の役割を明確にして支援します。

社協:「ボランティア」や「地域活動」の発展に加え「多様なはたらき(仮)※裏面参照」の仕組みを検討します。

地域住民:地域活動の報告やアピールをし、誘い合って仲間を増やしていきましょう。



4

つながる

★「地域福祉アンテナショップ」の拡充

市:身近な場所でふらっと立ち寄れる地域福祉アンテナショップを増設します。

社協:「やさしいつながりが広がるまち」の拠点となるよう運営を支援します。

地域住民:地域福祉アンテナショップへ行って見て、自分や団体のできること・アイデアを考えてみましょう。



5

★つながり・支えあいの充実

市:地域で互いに気にかけてあう関係性の構築や、地域で人と人、人と機会をつなぐ活動者の充実を目指し取り組みます。

社協:福祉に限らない多様な団体等とのネットワークを強化し、全世代が生涯を通じ地域社会に関わるよう支えていきます。

地域住民:自分たちのできることをいろいろな場で生かし、発信してみましょう。

支える



多機能拠点

「地域福祉アンテナショップ」を 拡充します

コミュニティ形成機能

- 自分らしく活躍でき、「楽しみ」ながら活動が続けられるような場であるとともに、「何もしなくてもただそこに居られる」ようなやさしいつながりがある場を目指します。

地域生活課題解決機能

- 各相談窓口に寄せられた相談の中で、社会参加の支援が必要な場合は、地域福祉アンテナショップの活動に参加することからはじめることもできます。
- 地域での交流等の中で出された相談で必要なものは、各相談窓口につなぎます。

「地域福祉アンテナショップ」は、ヒト、モノ、情報が行き交う多機能拠点です。

生きづらさを抱えた方などの社会参加の場、また、地域生活課題などを抱えた方の相談、情報共有の場でもあります。



それぞれができること・できそうなことを活かせる

「多様なはたらき（仮）」を 検討します

「多様なはたらき」とは



- 従来の「ボランティア」や「地域活動」だけではなく、一人ひとりが「できること」「できそうなこと」から始められるきっかけや参加の機会の活動の総称です。雇用関係にとらわれない地域での多様な活動であるため、「はたらき」と表現します。
- 「はたらき」の場は、地域福祉アンテナショップ、公共施設、福祉施設、教育施設、企業・商店など多様な可能性があります。

検討体制

- 具体的な内容については、今後設置が予定されている「立川市地域福祉推進委員会兼立川市地域福祉市民活動計画推進委員会（仮称）」を中心に地域住民と共に検討します。さらに、必要に応じて他の地域の先進事例などについても研究し、立川らしい内容にしていきます。

～はじめに～

目 次

第1章 立川市の地域福祉と理念（総論）

第1節 第5次地域福祉計画策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画期間と見直し	4
4	計画策定の経過	4
5	第4次地域福祉計画の評価	5
6	計画にかかわる現状	9
	（1）人口構造等	9
	（2）財政状況	15
	（3）地域を取り巻く環境	16
	（4）地域福祉を支える地域の資源、活動	20
	（5）立川市の現状、課題、強み	25

第2節 計画の理念

1	理念	27
2	目標	28
3	計画の体系	28

第2章 目標達成のための推進事項

第1節 計画を実行するための日常生活圏域の考え方

第2節 推進事項と重点推進事項

1	地域共生社会の実現を目指した地域づくりを進めます	34
	★重点推進事項	
	「地域福祉コーディネーター」による地域活動支援	35
2	「つらいときには助けを求めていい」身近に相談できる体制をつくりま す	37
	★重点推進事項	
	身近に相談できる体制づくり	38
	（1）専門職等のチーム支援による相談機能の向上	38
	（2）既存の相談窓口における一次相談の強化	39
	（3）「地域福祉アンテナショップ」での気軽な相談	40
	（4）ICTを活用した相談	40

3 つながり・支えあいの充実に向け取り組みます	41
★重点推進事項	
つながり・支えあいの充実	42
(1) 地域で互いに気かけあう関係性の構築	42
(2) 地域で人と人、人と機会をつなぐ活動者の充実	43
4 地域活動の担い手を支援します	44
★重点推進事項	
地域活動の担い手支援	45
5 「わたしにもできそう」一人ひとりのできることを活かし、みんなが活躍できる場をつくれます	46
★重点推進事項	
「地域福祉アンテナショップ」の拡充	47
6 誰もが自分らしく暮らせるよう取組を進めます	49
7 地域の防犯・防災への取組を高めます	53
8 福祉以外の様々な主体とも連携し、福祉のまちづくりを進めます	55
9 必要な情報を誰もが簡単に取得できるようにします	57
10 地域福祉計画を市民に広く周知し、協働のまちづくりを進めます	59

第3節 取組項目	60
----------	----

第3章 重層的支援体制整備事業実施計画

はじめに	73
------	----

第1節 重層的支援体制整備事業の背景

1 重層的支援体制整備事業の概要	74
2 立川市の事業取組の経過	75
3 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ	76

第2節 これまでの取組

1 第4次地域福祉計画の重点取組について	77
(1) 身近な圏域で「まるごと」相談を受け止める体制づくり	77
(2) 「地域福祉コーディネーター」による地域づくり	78
(3) 大小様々な多機能拠点「地域福祉アンテナショップ」の設置	78
2 個別支援から見てきたこと	79
3 重層的支援体制整備事業による成果・課題	81
(1) 相談対応の件数	81
(2) 重層的支援体制整備事業の実施を通じて感じる変化	81
(3) 包括的支援体制の整備に向けた成果・進捗状況	83

(4) 重層的支援体制の事業における課題	83
----------------------	----

第3節 各福祉分野との連携体制

1 包括的な相談支援	85
(1) 包括的な相談支援事業に関する体制	85
(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	87
(3) 多機関協働事業	88
2 多様な参加支援	90
参加支援事業に関する体制	90
3 地域づくりに向けた支援	91
(1) 地域づくり事業に関する体制	91
(2) 地域福祉アンテナショップの展開	93
(3) 地域住民等との連携・協働	93
4 重層的支援会議等の実施体制	94
(1) 重層的支援会議	94
(2) 支援会議	94
(3) 庁内連携会議	95

第4節 取組項目

1 包括的な相談支援事業の強化	96
2 個別支援と地域づくりの一体的展開	97
3 福祉関係人材の人材育成、ネットワーク強化	98
4 地域活動に参加する住民の育成、増加	98
5 重点対象者の設定	99
(1) ひきこもり支援	99
(2) ケアラー支援	100
(3) 支援につながりにくい人への支援	101
6 推進体制	102

第4章 地域福祉計画の進捗管理と評価の方法

第1節 地域福祉計画の進捗管理

1 「立川市地域福祉推進委員会」の設置	103
2 「立川市地域福祉推進連絡会」の役割	103

第2節 地域福祉計画の評価の方法

1 推進事項の評価	104
2 重点推進事項の評価に関するロードマップ	104
(1) 地域福祉コーディネーターによる地域活動支援	105

(2) 身近に相談できる体制づくり	106
(3) つながり・支えあいの充実	107
(4) 地域活動の担い手支援	108
(5) 地域福祉アンテナショップの拡充	109

付属資料

用語解説	110
1 策定経過	
(1) 立川市地域福祉計画策定検討委員会	117
2 立川市地域福祉計画策定検討委員会委員構成	119
3 市民参加	
(1) 地域福祉に関するアンケート調査	120
(2) 地域福祉ウォッチャー調査	124
(3) 市民参加型ワークショップ（地域懇談会）	128
(4) 対象別ヒアリング	130
(5) 分野別個別計画素案E X P O（市民説明会）	131
(6) 市民意見募集（パブリックコメント）	132
4 庁内体制	
(1) 地域福祉推進連絡会	133
5 関係条例（規則・要綱）	
(1) 立川市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱	134
(2) 立川市地域福祉推進連絡会要領	136
地域福祉計画策定検討委員会委員からのメッセージ	139

